公益社団法人静岡県理学療法士会

分掌規程

（業務分掌）

1. 公益社団法人静岡県理学療法士会（以下、本会という）の各局・各部の業務分掌については、以下の第２条から第６条の規程による。

（事務広報）

第２条　事務広報の業務執行理事は、理事会の決議による業務を、事務局・広報局に分担執行する。

(１)事務所機能の強化推進に関すること。

1. 静岡県理学療法士会事務所における適正事務職員の配置及び社会保険労務士連携下での業務効率化の推進
2. 情報共有を目的とした事務局内の連携強化
3. 事務機器管理（機器老朽化対策）PC・印刷機等リースや買い替えの検討
4. データ管理及びバックアップ

(２)経済的基盤の強化に関わる対策の継続

1. 支出面の管理及び適正化
2. 公益事業比率の維持
3. 遊休財産保有制限を考慮した会計管理

　　(３)司法書士・会計事務所との提携

(４)年間行事計画の立案

(５)組織率の維持向上対策に関すること。

1. 静岡県内理学療法士養成校（7校）での入会説明実施
2. 新人オリエンテーションの立案

　　(６)公益法人定期提出書類の作成。

　　(７)問い合わせ対応。

(８)その他事務広報機能に関すること。

２　事務局長（理事）は総務部・財務部・行政企画部・渉外部を統括する。

３　総務部

　　(１)会員情報管理に関すること。

　　(２)公文書・後援依頼書・派遣依頼などの文書管理と発行

　　(３)会議・活動記録の保管

　　(４)総会資料の作成・配布

(５)団体保険の契約関連

　　(６)静岡県内養成校の優秀学生、本会会員の会長表彰準備

　　(７)理事会（定例・臨時・拡大）、定時総会、予算編成会議、新人オリエンテーションなどの会議

開催準備及び運営

　　(８)備品、備品台帳、消耗品（封筒、役員名刺など）の更新と管理

　　(９)不要文書及び物品の廃棄

　　(10)源泉徴収税の納入及び支払調書作成・提出に関すること。

　　(11)法人市民税・法人県民税の申告と納入

　　(12)会費請求書の発行

(13)理事会関連経費等の支給

　　(14)その他法人総務の関連業務

　　４　財務部

　　(１)銀行口座の管理、収支管理などの財務管理

　　(２)会費納入の確認と未納会員への督促などの会費納入の管理

　　(３)予算・補正予算の振り込み及び返金の管理

(４)広告費請求書作成と送付

(５)その他法人財務の関連業務

　　５　行政企画部

(１)静岡県リハビリテーション専門職団体協議会や静岡県理学療法士連盟等他団体の連携と調整

(２)公共の福祉などの改善を目的に、行政への提言、公的基金等の調査・検討・申請に関すること。

　　(３)委託公共事業の方針などの検討

　　(４)その他行政企画の関連業務

　　６　渉外部

1. 介護認定審査会委員、障害支援区分認定審査会委員、包括支援センター運営協議会委員などの

派遣受付窓口及び派遣調整

　　(２)各種団体との連絡調整

　　(３)その他渉外部の関連業務

７　広報局長（理事）は、ゆまにて編集部・ホームページ管理部・メールFAX通信部を統括する。

　　(１)広報誌「ゆまにて」とホームページを通して、本会の活動を広報する。

　　(２)広告掲載（求人などの有料掲載）管理及び依頼主との連絡・調整

　　(３)広報原稿の依頼や取材、編集校正に関わる統括

８　ゆまにて編集部

　　(１)広報誌「ゆまにて」の取材・編集及び発行

　　(２)広報の管理確認

(３)本会理事会の書記

(４)各イベントの取材

(５)その他広報誌の関連業務

　　９　ホームページ管理部

　　(１)本会のホームページの維持・再構築・管理

(２)役員のメールアドレスの管理

　　(３)サーバー内情報の管理

　　(４)申し込みフォームの管理

(５)SNSの管理

(６)その他ホームページ管理の関連業務

　　10　メールFAX通信部

1. 本会の会員に対し、「ゆまにて」やホームページで対応困難な緊急かつ重要な情報の配信及び

周知事項のメール及びFAXによる伝達

 (２)理事会通信の発行

　　(３)その他メール・FAX通信の関連業務

（学術生涯学習）

第３条　学術生涯学習の業務執行理事は、理事会の決議による業務を、学術局・生涯学習局に分担執行する。

(１)会員や県民の質的向上を目的とした研修会の体制作りと研修内容の検討

(２)新生涯学習制度を含む生涯学習の検討

(３)その他生涯学習の関連業務

２　学術局長（理事）は、学会部・学術誌部・専門領域部を統括する。

(１)学会部・学術誌部・専門領域部の３部門体制で、静岡県理学療法士学術大会の開催、学術誌の発行、専門領域部研修会の開催など学術的な活動を行う。

(２)その他学術局の関連業務

３　学会部

　　(１)静岡県理学療法学術大会の企画・運営に関すること。

　　(２)学会長・準備委員長・学術評議員の選定基準の検討及び選出

　　(３)査読候補者・座長候補者の選出

(４)学会運営委員の募集

　　(５)学会の演題募集と採択

(６)学会の後援依頼

(７)学会懇親会の企画

(８)学会の託児業者の選定・依頼

(９)学会開催期間の書店業者の選定・依頼

(10)学会備品台帳の作成及び備品管理

(11)学会会期中の物品借用業者の選定・依頼

(12)静岡県理学療法学術大会ガイドライン及びマニュアルの作成と見直し

(13)静岡県理学療法学術大会ホームページの開設とポスター作成及び広報

(14)その他学会の関連業務

　　４　学術誌部

　　(１)静岡県理学療法学術大会学術誌の発行及び発送

　　(２)各専門部会、優秀演題者への論文作成依頼

　　(３)学術誌投稿規定の見直し

　　(４)学術誌論文の査読依頼

　　(５)国立図書館、医中誌、J-STAGE、メディカルオンラインなどへの学術誌登録

(６)電子ジャーナル化への情報収集と検討

(７)その他学術誌の関連業務

　　５　専門領域部

　　(１)専門部会会員の登録管理に関すること。

　　(２)専門部会規定の見直し

　　(３)専門部会組織の再編

　　(４)専門部会研修会開催についてのマニュアル化

(５)神経系理学療法専門部会会議及び研修会の企画・開催

　　(６)運動器系理学療法専門部会会議及び研修会の企画・開催

　　(７)生活環境支援系専門部会会議及び研修会の企画・開催

　　(８)内部障害系専門部会会議及び研修会の企画・開催

　　(９)研究・開発支援系専門部会会議及び研修会の企画・開催

　　(10)教育管理系専門部会研修会会議及びの企画・開催

　　(11)新型コロナ禍での研修会運営の検討

(12)その他専門領域部会事業の関連業務

６　生涯学習局長（理事）は研修部・登録理学療法士養成部・認定理学療法士養成部・ポイント認定部を統括する。

(１)本会理学療法士の質的向上のために、研修部・登録理学療法士養成部・認定理学療法士養成部・ポイント認定部の４部門の協調運営の充実を図る。

(２)学術局と連携し研修体制の見直しを推進

　　(３)登録理学療法士の履修率向上及び各地区との連携強化

　　(４)安定した研修会及び講習会の運営

　　(５)広い領域を意識した研修テーマの立案及び実施

　　(６)生涯学習ポイント付与率の向上と業務の効率化を推進

　　(７)新生涯学習システムに関する情報収集や広報活動

　　(８)その他生涯学習局の関連業務

７　研修部

　　(１)研修部主催の研修会及び講習会の企画・運営

　　(２)理学療法士講習会の企画・運営

(３)その他研修部事業の関連業務

８　登録理学療法士養成部

　　(１)登録理学療法士養成に必要な研修会（前期/後期）等の開催

　　(２)症例検討会の情報提供と開催

　　(３)その他登録理学療法士養成の関連業務

　　９　認定理学療法士養成部

　　(１)認定理学療法士の養成に必要な研修会等の開催

(２)認定理学療法士養成部の管理・運営

(３)その他認定理学療法士養成の関連業務

10　ポイント認定部

　　(１)本会主催の研修会における認定単位条件の決定及び認定

　　(２)本会主催の研修会のセミナー登録に関すること。

(３)研修会における講師・査読者・座長などのポイント申請代行

(４)専門部会、専門理学療法士制度のポイント認定、告知及び参加証発行

　　(５)生涯学習システムの質問窓口に関すること。

(６)その他ポイント認定の関連業務

（職能公益事業）

第４条　職能公益事業の業務執行理事は、理事会の決議による業務を、職能局・社会局・予防局に分担執行する。

(１)公益事業の主動となる、職能局・社会局・予防局との連絡調整

(２)公益事業である公開講座、理学療法週間事業、障害予防事業、地域包括ケアシステム推進事業や日本理学療法士協会主催の中央研修会等に派遣する会員選考や調整を行う。

(３)その他職能公益事業の関連業務

　　２　職能局長（理事）は、医療介護保険部・職能研修部・地域包括ケアシステム推進部・障害児者福祉部を統括する。

　　(１)職能局事業と職能局内の組織編成

(２)医療・介護報酬関連の動向確認調査と会員への情報発信

(３)地域包括ケアシステムの体制強化と人材育成（医療・介護）

(４)理学療法士の職域拡大、身分保証に関する事業の展開

(５)市町と連携した障がい児者への対応の検討

(６)学校保健事業への参入推進

(７)その他職能局事業の関連業務

３　医療介護保険部

(１)診療報酬及び介護保険改定説明会の開催・運営協力

　　(２)医療介護保険関連の研修会への参加と講師派遣に関すること。

　　(３)医療介護保険関連の情報交換

(４)医療保険と介護保険に関する会員からの問い合わせ受付と調査・報告

(５)適切に施設管理を行うための情報共有（部門責任者協議会の開催・運営協力）

(６)その他医療介護保険事業の関連業務

　　４　職能研修部

　　(１)管理者研修会（初級・上級）の開催

　　(２)領域別管理者研修会（急性期・回復期・生活期・地域包括ケア病棟）の開催

(３)部門責任者協議会の企画及び実施

(４)その他職能研修事業の関連業務

５　地域包括ケアシステム推進部

(１)静岡県リハビリテーション専門職団体協議会事業との連携・協力

(２)地域包括ケアシステムにおける他の部局・地区ブロック事業との連携・協力

(３)地域包括推進リーダー制度の推進とリハビリテーション専門職活用のための広報活動

　　(４)地域包括ケアシステムの情報収集及び情報交換

(５)シルバーリハビリ体操指導士養成認定講師養成講習会の企画及び実施

(６)シルバーリハビリ体操指導士養成事業の市町におけるの導入への取り組み

(７)その他地域包括ケアシステムの関連業務

　　６　障害児者福祉部

　　(１)障がい児・者の通所施設ネットワークの構築

　　(２)障がい児・者に関する意見交換会、多職種連携研修会などへの参加

(３)小学校を対象にした学校保健事業への参画

(４)その他障がい児・者の福祉の関連業務

７　社会局長（理事）は、広報啓発部・調査部・公開講座部を統括する。

(１)各地区での公開講座の開催

(２)理学療法週間事業を通じて、理学療法・理学療法士の広報・啓発

(３)本会内外の調査を他局と連携して行い、調査結果は県民や会員へ還元する。

(４)その他社会局事業の関連業務

　　８　広報啓発部

　　(１)介護予防・健康増進キャンペーンの広報

(２)県民に対する理学療法の啓発（SNS、配布物、のぼり、ノベルティグッズの製作）

　　(３)理学療法週間事業である「高校生施設見学」と図書館内特設ブースを設置し「図書館での広報啓

発活動」、公開講座部が実施する「全国統一キャンペーン」実施協力等による広報啓発活動

　　(４)その他広報啓発活動の関連業務。

　　９　調査部

　　(１)本会活動に関連する調査

　　(２)その他資料調査の関連業務

　　10　公開講座部

　　(１)市町とタイアップした公開講座の開催

　　(２)その他公開講座に関わる関連業務

11　予防局長（理事）は、メディカルサポート部・介護予防部・健康増進部を統括する。

(１)障害予防事業に特化した地域社会活動の推進

(２)メディカルサポート部では、スポーツ選手や障がい者スポーツ等を対象とした支援

(３)介護予防部では、企業や働き盛りの年齢層以上を対象とした講座やイベントの支援

(４)健康増進部では、産前産後の理学療法講座や企業向けを中心とした腰痛予防教室などの支援

(５)一般県民への障害予防と健康増進と理学療法士の認知度向上に向けた事業の推進

(６)その他予防局事業の関連業務

　　12　メディカルサポート部

　　(１)スポーツ選手（高校野球、高校テニス、サッカー等）のメディカルサポート

(２)障がい者スポーツ（陸上競技、サッカー、スポーツ大会等）のメディカルサポート及びイベントの支援

(３)メディカルサポートの訪問事業

(４)メディカルサポートに関する研修会・講習会に関すること。

　　(５)スポーツ障害予防・指導者講習会に関すること。

(６)東中西部各地区におけるワークショップ

(７)パラリンピック選手の発掘

(８)本会ホームページでのメディカルサポート部の活動報告やスタッフ募集及び登録

(９)その他メディカルサポート事業の関連業務

　　13　介護予防部

　　(１)介護予防教室（健康安全運転講座、公民館などでの健康講座・介護予防講座等）の企画・開催

(２)介護予防キャラバンの企画・実施

　　(３)介護予防に関するイベントの支援・参入

(４)介護予防講座の講師養成研修会の開催

(５)各種団体との連絡調整

　　(６)その他介護予防事業の関連業務

　 14　健康増進部

(１)県民の健康増進及び啓発

(２)障害予防・健康増進教室の企画・開催

(３)障害予防・健康増進に関するイベントの支援・参入

(４)産後の骨盤ケア教室の企画・開催

(５)産業理学療法の講師養成研修会の企画・開催

(６)健康増進に関する各種団体からの協力依頼への支援

(７)健康増進部会議の開催

(８)その他健康増進事業の関連業務

（地区事業）

第５条　地区事業の業務執行理事（常務理事）は、理事会の決議による業務を、次の３地区に分担執行する。

２　東部地区（富士支部、駿東支部、田方支部、伊豆支部）

３　中部地区（清水支部、駿河支部、葵支部、志太榛原支部）

　　４　西部地区（中西遠支部、南東遠支部、北遠支部、小笠支部、磐周支部）

　　５　地区ブロック事業として以下の事業を推進する。

　　(１)新人教育プログラム研修会の運営協力

　　(２)地区症例検討会の開催協力

(３)介護予防キャラバン及び各種イベントの運営協力

　　(４)他団体への講師、役員選出、理学療法士派遣依頼に関すること。

　　(５)地区連絡網の整備及び地区会員名簿の管理

(６)地区役員会議に関すること。

(７)地域ケア会議への関わり強化

(８)支部組織構築及び支部間の連携強化

(９)地域包括ケアシステムや地域ネットワーク会議などへの連携・協力に関すること。

(10)地区事業活動の推進と広報に関すること。

(11)女性会員の活躍できる場づくりの推進

(12)その他地区事業に関わる業務

　　６　東部地区担当理事は以下のイベントと支部連絡会に協力参画する。

　　(１)富士市健康まつり

　　(２)スポーツ障がい予防イベント

(３)長泉町福祉健康まつり

(４)ふくseeぬまづ福祉まつり

(５)伊東市健康フェスタ

(６)東伊豆町健康ふれあい広場

(７)支部連絡会の実施

　　７　中部地区担当理事は以下のイベントと支部連絡会に協力参画する。

　　(１)健康フェスタ

　　(２)地域交流まつり

(３)スポーツ＆健康フェスタ

(４)元気応援フェア

(５)元気ふじえだ健康ウォーキング

(６)支部連絡会の実施

　　８　西部地区担当理事は以下のイベントと支部連絡会に協力参画する。

　　(１)豊田ふれあいフェスタ

　　(２)森町ふれあいまつり

(３)浜北ふれあい広場

(４)福祉ふれあいフェスタinはままつ

(５)支部連絡会の実施

（代議員・委員会）

第６条　代議員・委員会は、それぞれ以下の業務を分掌する。

1. 代議員

(１)日本理学療法士協会総会出席と意見の呈示

(２)総会に提出された議題の討議

３　選挙管理委員会

　　(１)本会の選挙準備と運営

(２)日本理学療法士協会の選挙に関する情報の広報及び依頼事項への対応

(３)その他選挙管理の関連業務

４　規約審議委員会

　　(１)本会定款・細則・分掌規程の検討と改訂案の呈示

　　(２)本会各種内規程の検討と改訂案の呈示

(３)規約審議委員会規約改訂会議の実施

(４)その他規約審議の関連業務。

５　表彰委員会

　　(１)表彰者の該当理由及び実績の調査

　　(２)表彰候補者への「調書」の提出依頼と表彰候補者名簿の作成

(３)表彰規定の検討と提案

　　(４)本会の功労賞表彰者及び永年勤続表彰者の推薦

(５)日本理学療法士協会の協会賞表彰者の推薦

(６)他団体からの推薦依頼資料の検討及び改訂案の呈示

(７)その他表彰に関する関連業務

６　災害対策委員会

　　(１)災害対策の情報収集及び広報に関すること。

　　(２)本会会員への災害対策に関する情報提供

(３)災害対策に関するミーティングや研修会の開催

(４)災害対策担当者会議の出席

(５)事業継続計画（BCP）マニュアルの改訂

(６)災害対応マニュアルの改訂

(７)災害発生に備えた組織作りと活動内容の検討

(８)災害時ボランティア活動支援に関すること。

　　(９)支援ボランティア登録システムの構築

(10)緊急時連絡網の構築

(11)静岡県リハビリテーション専門職団体協議会との連携・協力

(12)その他災害対策の関連業務

７　組織検討委員会

　　(１)本会の組織検討と情報収集

　　(２)その他組織検討の関連業務

　　８　予算編成委員会

　　(１)本会の年間予算申請書の作成及び配信

　　(２)予算編成会議の実施

　　(３)その他予算編成の関連業務

　　９　倫理委員会

　　(１)本会会長からの諮問を受け、倫理委員会を開催する。

(２)ハラスメント相談窓口の設置と運営

(３)職能倫理に関する広報活動

(４)会員の懲戒処分等の審議

　　(５)その他倫理委員会の関連業務

　　10　部門責任者協議会

(１)部門責任者の管理者ネットワークの充実に資する情報提供

(２)その他部門責任者協議会の関連業務

11 臨床実習指導者講習会委員会

(１)臨床実習指導者講習会の企画・運営

(２)静岡県臨床実習指導者講習会協議会の実施

(３)その他臨床実習指導者講習会の関連業務

12　政策作成等特別委員会

(１)政策協定書案の作成

(２)政策協定書案について地区役員・関係部局及び委員会意見収集

(３)政策協定書策定後、県・各市町・関連議員への訪問と政策協定の締結

(４)行政企画部長・渉外部長との情報共有及び連携

(５)静岡県リハビリテーション専門職団体協議会との情報共有及び連携

(６)静岡県理学療法士連盟との情報共有及び連携

(７)その他政策作成委員会の関連業務

（附　則）

この規程は、平成29年７月15日より施行する。

　この規程は、令和元10月26日より、一部改訂により施行する。

　この規程は、令和４年２月19日より、一部改訂により施行する。